

名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月3日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第80号

名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市旅費条例施行規則（令和7年名古屋市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「教育長及び」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和7年7月4日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市旅費条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。